

主な改正点

平成27年3月1日より、下記の点が変更になりました。

1 申請書の様式変更

本籍地欄の削除や記載枠の拡大などにより、銃砲・火薬類関係の申請書の様式が変わりました。

新しい様式は、このホームページの「銃砲・火薬類関係書類一覧」に掲載しています。

※ 旧様式については当分の間、使用することができます。

2 申請手続きに必要な書類の変更

主な変更点

- 申請書の提出通数が2通から1通に削減されました。
- 添付する写真の枚数が削減されました。
 - ・ 猟銃等講習受講の申込み 2枚→1枚
 - ・ 技能講習受講申込み 2枚→不要 など
- 添付書類が削減されました。

戸籍抄本が廃止されたほか、「追加許可申請」と「許可証の交付を伴わない許可更新申請」においては、「経歴書」、「同居親族書」、「身分証明書」は省略できることとなりました。

※ その他、添付書類の詳細は、このホームページの「申請手続きに必要な書類」をご覧ください。

3 診断書を作成する医師の範囲の拡大

これまで、申請書に添付する診断書は、精神保健指定医又は公安委員会が認める医師が作成したものに限定されていましたが、新たに、かかりつけ医師(過去に心身の状況について診断したことがある医師)が追加となり、医師の範囲が拡大されました。

かかりつけ医師に診断を希望される場合は、専用の診断書を用意しておりますので、管轄する警察署生活安全課にお問い合わせ下さい。

4 診断書の反復使用

診断書は、申請の都度、医師の診断を受けて作成されることが原則ですが、申請日において作成日から起算して3か月以内の診断書については、繰り返し申請書に添付することが可能となりました。

例えば、教習射撃資格認定申請の後、近接して所持許可申請をした場合診断書の作成日から3か月以内であれば、教習射撃資格認定申請に添付した診断書を再び使用することができます。

5 認知機能検査を受けたものとみなす期間の拡大

75歳以上の方は、許可及び更新申請の都度、認知機能検査を受ける必要がありますが、運転免許の更新の際に受ける道路交通法上の認知機能検査を有効な期間内に受けていれば、この結果通知書の提示で足りるとされています。

この度、この有効な期間が、

許可の有効期間が満了する誕生日の

- 2か月前から1か月前まで(更新申請期間)



- 5か月前から1か月前まで

に拡大されました。